



信 貴 幼 稚 園

# 信貴幼稚園 園則

## 第 1 章 総 則

第 1 条 この幼稚園は学校教育法第 22 条及び第 23 条に従って義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第 2 条 この幼稚園は信貴幼稚園という。

第 3 条 この幼稚園の位置は奈良県生駒郡三郷町三室 1 丁目 3 番 33 号に置く。

第 4 条 この幼稚園に入園できる者は満 3 才から学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第 5 条 この幼稚園の学級数及び定員は、14 学級 480 名とする。

## 第 2 章 保育年限、保育期及び休業日

第 6 条 この幼稚園の保育年限は、1 年・2 年及び 3 年とする。

第 7 条 1 年を次の 3 保育期に分ける。

第 1 保育期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで

第 2 保育期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで

第 3 保育期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

第 8 条 本園の休日は次の通りとする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 夏期休業 7 月 21 日から 8 月 31 日まで

(4) 冬期休業 12 月 25 日から 1 月 7 日まで

(5) 春期休業 3 月 21 日から 4 月 7 日まで

(6) 開園記念日

(7) 園長が別に必要と認めた日

第 9 条 始業及び終業の時刻は次の通りとする。

午前 9 時から午後 3 時まで、ただし季節により多少の変更がある。

## 第 3 章 保育課程、保育時数及び教職員組織

第10条 保育は音楽リズム、自由遊び、絵画製作、言語、自然観察、健康、社会、その他を中心として行う。

第11条 年間教育週数は、毎学年39週以上とする。

2 1日の保育時間は3時間より6時間迄とする。

第12条 1組に専任の教諭1人以上置くものとする。

第13条 この幼稚園に次の教職員を置く。

- (1) 園長 1名
- (2) 教諭 14名以上
- (3) 事務員 1名以上
- (4) 園医1名、園歯科医1名、園薬剤師1名

#### 第4章 入園、退園、休園、修了及び表彰

第14条 入園については園長の許可を要する。

第15条 入園しようとする者は所定の入園申し込み書に必要な事項を記入の上入園料を添えて提出するものとする。

第16条 退園又は休園しようとする者は、その理由を附して保護者より園長に届け出るものとする。

第17条 この幼稚園所定の保育課程を修了した者には修了証書を授与するものとする。

第18条 心身の発達著しく他の模範となる者は、褒賞することがある。

#### 第5章 保育料、入園料、園維持費及びその他必要な費用

第19条 保育料は月額25,700円とする。在籍者は出席の有無にかかわらず毎月10日迄にその月分を納入する。

第20条 入園料は、3年保育30,000円、2年保育20,000円、1年保育10,000円とし入園の際に納入する。

2 園維持費は、毎年度ごとに5,000円とし、入園の際及び進級時の年度始めの際に納入する。

第21条 既納の保育料、入園料は理由の如何にかかわらず返還しない。

#### 第6章 雑 則

第 2 2 条 幼児及び保護者の改名その他身分上の異動又は転居その他変更があったときは速やかに届け出なければならない。

第 2 3 条 園長は、無断で 2 ヶ月以上欠席したとき又は、保育料その他納付金を 2 ヶ月以上滞納したときは、当該園児を除籍することがある。

第 2 4 条 園長は、学校保健安全法等に規定する病気、その他感染しやすい病気に罹患していると判断したときは、当該園児の全治が確認できるまで登園の停止を命ずることがある。

第 2 5 条 この園則の施行に必要な細則は、園長が別に定める。

#### 附 則

この園則は、昭和 5 4 年 4 月 1 日から施行する。

昭和 5 8 年 4 月 1 日から施行する。

昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 1 年 5 月 3 0 日から施行する。

平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

平成 3 0 年 8 月 1 9 日から施行する。

令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 4 月 1 日から施行する。